

栃木県会計年度任用職員（事務・作業補助員）

募集要項

※障害者専用求人

栃木県保健福祉部健康長寿推進課では、会計年度任用職員（事務・作業補助員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県保健福祉部健康長寿推進課及び指導監査課 宇都宮市埜田1丁目1番20号 (本館5階)	○事務補助 ・書類の数字の確認や検算 ・資料や文書の整理 ・環境整備（整理整頓、簡単な清掃） ・その他、担当職員が指示する事務補助

2 勤務条件

- (1) 任期 令和8（2026）年5月18日（予定）から令和9（2027）年3月31日まで
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。
なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期满了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）
午前9時から午後4時まで
※1 午後0時から午後1時までは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
※3 勤務時間変更の相談に応じることは可能です。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 報酬 常勤職員の給与改定を踏まえ、年度途中での報酬等の増額改定又は減額改定を行うことがあります。
①報酬 151,587円(月額)
②地域手当 6,063円（当方の規程により、毎月支給します。）
③通勤手当 当方規程により支給します。
④期末・勤勉手当 当方規程により、一定の条件を満たした場合支給します。（年2回：6月及び12月）
- (5) 休暇 年次有給休暇。また、当方規程により、忌引休暇等の有給又は無給の休暇の付与があります。
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年栃木県条例第30号）」によります。

- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 応募資格

次の(1)から(3)を全て満たす人

- (1) 次に掲げる手帳等の交付を受けている人(申込日において有効であることが必要です。)

- ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人(次のいずれにも該当しない人)

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和8(2026)年4月13日(月)から令和8(2026)年4月24日(金)まで

※ 応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

なお、面接の日時・場所等は書類受付後、電話にて御連絡いたします。

- (1) 面接日時 随時(書類審査後、連絡いたします。)
- (2) 場 所 栃木県庁本館 5階南側
- (3) その他

上記3(1)に掲げる手帳等の交付を受けているか確認をしますので、持参してください。

6 申込方法

ハローワークの担当者を通じて面接を申込みの上、次の書類を下記の送付先まで郵送又は持参してください。**【令和8(2026)年4月30日(木)午後5時15分必着】**

- (1) ハローワークの紹介状
- (2) 履歴書(写真付)

※1 履歴書は市販のもので結構です。

※2 自筆で必要事項を記入してください。

※3 業務遂行上の配慮等の確認のため、可能な範囲で、障害の状況や配慮事項等を履歴書に記入してください。

- ・持参の場合には、平日の午前8時30分から午後5時15分までにお越しください。
- ・郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
- ・提出された書類は、返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

○応募書類の送付・提出先

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県保健福祉部 健康長寿推進課 高齢者医療担当（本館5階南側）

7 結果の発表

選考結果については、書類受付又は面接後7日以内に電話にて御連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

8 その他

本庁舎における主なバリアフリー設備については、次のとおりです。

その他の設備の設置状況については、お問合せください。

①本館・研修館

- ・ 車椅子や視覚障害者に対応したエレベーターを設置しています。
- ・ 本館2階から研修館への連絡通路に車椅子で昇降できる装置を設置しています。
- ・ 本館の各階、研修館の2及び3階に多目的トイレを設置しています。

②北別館

- ・ エレベーターを設置しています。
- ・ 各階に多目的トイレを設置しています。

栃木県県庁舎等案内図



交通機関利用の場合

➤ J R宇都宮駅西口バスターミナル

バスターミナル「乗り場番号：1番, 2番, 6番, 7番, 11番, 12番, 13番, 38番」で乗車

「乗り場番号：1番, 2番, 6番, 7番, 11番, 12番, 13番」発のバスの場合、「県庁前」で下車、徒歩で本町交差点を北進5分 (0.4Km)

「乗り場番号：38番」発のバスの場合、「栃木県庁舎前」で下車、徒歩で0分

➤ J R宇都宮駅より徒歩

駅西口から大通りを西進20分 (1.4Km)、本町交差点を右折し、北進5分 (0.4Km)

➤ 東武宇都宮駅より徒歩

駅東口から東進2分 (0.2Km)、中央通り (県庁と宇都宮市役所を結ぶ南北の通り) を左折し、北進10分 (0.8Km)

県庁舎配置図



問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康長寿推進課 高齢者医療担当

電話 028(623)3137